# 中国事業の再編と撤退

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 日本西村朝日律師事務所駐上海代表処 首席代表 弁護士 野村 高志



# はじめに一中国撤退をどうとらえるか?

近年は中米対立や日中関係の悪化、および中国国内の景気の減速等を背景に、中国事業の再編・撤退が話題となっています。実際、中国国内のビジネスのスピードとサイクルがますます加速するなかで、日本企業としてもScrap & Buildを通じた対応を視野に入れる必要性が高まっているように思います。中国の外資企業(外商投資企業)は、ビジネス環境に大きな変化が生じたとき、法人の事業内容を大きく変えながら存続するのが難しいため、個別の事業・法人においては「撤退」という形をとることが多いのですが、これはグループ会社全体の中国事業の継続に必要なものであり、決してネガティブにとらえることはないと思われます。その背景・理由は以下のように整理できるかと思います。

海外から中国への事業投資の場合、かつてはひとつのプロジェクトごとに当該地域で独立法人(外商投資企業)を設立し、各社が従事可能な事業(中国で「経営範囲」とよばれる)を具体的に定めたうえで会社設立の認可を受けるという建前であった。

会社の設備や従業員も、専ら特定の事業への従事が予定されていることから、市場の変化で当該事業がライフサイクルを終えた場合に、会社の事業をほかに転換することが困難。

生産コストの低い他地域に会社を移転しようとしても、地域を跨いだ会社の移転が実務上困難であり、一般従業員も他地域への転勤を拒否するケースが多いため困難。

これらの理由から、ビジネス環境の変化に応じて当該会社を(場所や中身を変えながら)存続させることが難しく、撤退(持分譲渡や解散・清算)という形をとらざるを得ないケースは多いように思われます。そ

の実行には現地の実務ノウハウが必要です。

# 2. 撤退に関する各種スキーム

中国現地法人の再編・撤退に関し、法律上利用が可能なスキームとしては、主に次のものがあります。

再編	撤退
・持分譲渡 (株主・出資比率の変更、 合弁会社の独資会社化、 独資会社の合弁会社化、 等) ・合併・分割 ・増資・減資	・持分譲渡 (一部譲渡、全部譲渡(完 全撤退の場合)) ・解散・清算 ・破産 ・滅資

## (1) 再編に関する各種スキーム

まず再編について、「持分譲渡」による株主・出資 比率の変更は実務上よくみられ、その手続きや注意点 は撤退における「持分譲渡」と同様です。

次に会社の「合併・分割」について、①中国各地に 点在する多数のグループ企業を整理・統合する目的から、それらの「合併」が検討されるケースがみられま す。法的には「吸収合併」および「新設合併」が認め られていますが、手続きの煩雑さや、地域を跨る「合 併」はハードルがより高い等の事情から、実例はまだ さほど多くはありません。②「分割」については企業 再編における一手段として検討されることがあります が、やはり実務例はさほど多くない印象です。

また「減資」については、以前に比べて実施上の困難さはなくなっていますが、再編手段の一部としてとられることがある程度であり、債権者への公告手続等もあることから、積極的には利用されていないように思われます。

## (2) 撤退に関する各種スキーム

次に、撤退については、以前は「持分譲渡」がよく 利用されていましたが、近年は「解散・清算」の事例 も増えており、所要期間も短縮されつつあります。

また「破産手続」については、時間と費用を要す るうえに、いったん破産宣告がなされると以降の手続 きは破産管財人によって行われるため親会社はコン トロールできず、またグループ会社のレピュテーショ ンにも重大な影響が及ぶおそれがあること等から、も ともと外資企業が「破産手続」をとる例は希少でし た造工。最近は外資企業が破産手続に入るケースも増 えているようですが、日系企業の事例はまだ少ないよ うです。

なお「減資」については完全撤退ができないことか ら、利用例は多くないと思われます。

# 3. 持分譲渡と解散・清算手続の比較

再編・撤退の法的なスキームとして、実務的によく 利用される持分譲渡と解散・清算手続の特徴やメリッ ト・デメリットを下表にまとめます。これらを踏まえ

持分譲渡および解散・清算の一般的な特徴やメリット・デメリット

	持分譲渡	解散・清算
現地政府当局のスタンス	一般的には会社が存続するため、債権者保護、従業員 の雇用維持等の問題が発生せず、現地政府当局は撤退 に対してニュートラルな傾向	会社が消滅するため、債権者保護、従業員の失業問題 や外資誘致実績に対するマイナス評価が伴い、現地政 府当局は撤退に慎重な傾向
主な費用	法律事務所等による譲渡契約書類の作成、契約交渉、当局手続代行の費用等	・法律事務所・会計事務所等による必要書類作成や当 局手続代行の費用等 ・経済補償金の支払い ・税務調査、税関調査への対応にかかる費用(追加の 納税や罰金の費用を含む) ・労務、債権債務に関連する紛争解決費用(紛争が発 生した場合)
主な手続き	・現地法人による商務部門への情報報告(原則) ・市場監督管理部門における工商登記の変更手続、そ の他の政府部門の登記の変更・届出手続 ・譲受側の海外送金に伴う税務・外貨管理手続等	・現地法人による商務部門への情報報告(原則) ・清算のための各手続(税務登記の抹消、海外送金に 伴う税務・外貨手続、銀行口座の閉鎖、市場監督管 理部門における工商登記の抹消、その他の政府部門 の登記の抹消等)
リストラの 要否・対象	・原則不要 ・譲受側の経営方針および引受条件により、譲渡する 前に人員調整を実施する場合がある	・必要 ・全従業員(雇用関係が企業の解散と共に終了)
投下資本の 回収	譲受希望者がいる場合は、出資金の一部または全部の 回収が可能(場合によってはプレミアムの可能性)	資産の処分価格が低くなり、労働契約の終了に伴う経済補償金の支払等の支出もあるため、残余財産の分配は、少額または零になる場合が多い
所要時間	2~3カ月(譲受希望者探しおよび譲受側との交渉にかかる時間を含まない)	9カ月~1年以上(1年~2年を要するケースもある)
メリット	・政府当局は一般的に中立的 ・(一部譲渡の場合)事業縮小が可能 ・(全部譲渡の場合)完全撤退が可能 ・費用が低廉、手続きが簡易、所要時間が短い ・労務紛争のリスクが低い ・法人格が存続するため株主(親会社)の信用や他の 事業への影響が少ない	完全撤退が可能
デメリット	譲受希望者の有無および譲渡価格の多寡は不確定 (ケースバイケース)	・政府当局が協力的でない場合がある ・費用が高い、手続きが煩雑、所要時間が長い ・労務紛争のリスクが高い ・清算手続の中で、税務調査や税関の調査がなされ、 時間や費用がかかることがある ・親会社やグループ内の他の事業の信用に影響するリ スクがある

#### 持分譲渡の手続きフロー

#### | |30日以内届出 ① 持分譲渡契約の締結 ② 清算委員会成立、及びメン 各分公司の抹消手続きを並行して行うことが可能 ② (必要な場合)独禁法上の ③ 新聞公告、及び債権者への通知 ③ 持分譲渡の所得税の納税 ④ 債権届出の審査及び登記 ⑤ 清算方案の制定 ④ 譲渡代金の海外への送金 に関する外貨管理局許可 9カ月以上 約5~6カ月 ⑥ 債権債務及び資産処理、税金の納付 約 1.5 カ月 ⑦ 清算報告書の作成 ⑤ 譲渡先から譲渡代金の送金 ~3カ月 税務、税関、外貨の管理部門にて抹 ⑥ 工商登記の変更 外商投資情報報告 約1カ月 工商登記の抹消 30 ⊟ その他の登記の抹消手続き 構コード、財政登記、統計登 約1~2カ月 ) 税務、税関、外貨、統計、財政など 種の政府部門にて登記変更の手続き 約 15 日 余金の海外送金と銀行口座の閉鎖

解散・精算の手続きフロー

出所: 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業にて作成

て、いずれを選択するかを検討します。

上記では、持分譲渡および解散・清算の手続き面の フロー図を紹介します。

# 4. 検討の進め方とスケジュール立案の ポイント

## (1) 再編・撤退の検討の進め方

現地法人の再編(出資比率の変更、独資会社化等) の場合、「持分譲渡」を検討するケースが多くみられ ます。

この点、合弁会社であれば、まず合弁パートナーとの間で譲渡交渉を行うのが通常です(ほかの合弁出資者は優先的購入権を有し<sup>※2</sup>、買い受けを希望する可能性も高いため)。合弁パートナーが持分の購入を希望しない場合や、独資会社を合弁会社化する場合は、譲受を希望する第三者との間で譲渡交渉を行います。当事者間で持分譲渡の合意に至れば、持分譲渡手続を進めることになります。譲受人が見つからない場合(譲渡交渉がまとまらず、そのほかに譲受希望者が現れない場合も含む)には、解散・清算に向けて検討を進めることになります。

現地法人の撤退、特に完全撤退の場合は、前述したとおり「解散・清算」よりも「持分譲渡」のほうが、手間・費用がかからない等メリットが多いため、一般的には持分譲渡を選択することが多いといえます。

## (2) スケジュール立案上の注意点

持分譲渡にせよ解散・清算にせよ、案件スケジュールの立案に関しては、十分に余裕をもった柔軟性のある定め方にしておくのが現実的です。しばしば予想外の事態が発生し、スケジュールに遅れが生じることが多いためです。

また、解散・清算の場合、いったん手続きに入ると 後戻りはできず、さまざまな当局対応が必要になるこ とから、事前に専門家と相談して種々の問題をクリア しておくのが望ましいといえます。

たとえば、清算期間中は清算と無関係な経営活動ができなくなるため、通常の製造・販売活動は停止する必要があること<sup>注3</sup>、また、会社の解散発表やリストラの敢行後は多くの従業員が会社にとどまろうとせず、前倒しで続々と退職し始めることから、顧客への商品供給に支障が生じることがないかを慎重に見極めつつ各手順のタイミングを図ることが重要です。場合により、リストラを一気に実施せず段階的に実施したり、あらかじめ商品の作り溜めを行ったりする等の工夫をすることが考えられます。リストラに関する中国特有の実務ノウハウについては紙数の関係で紹介できませんが、現地専門家のサポートが不可欠といえます。

また、会社の解散発表ないしリストラ後は現地スタッフが急減するため、当局対応を含めた清算業務の円滑な進行に支障が生じることがないよう手配をすることが重要です。具体的には、税務調査への対応に備えて財務部門スタッフの継続雇用や、会計事務所への

アウトソーシング等も、事前に検討・準備する必要が あります。

なお解散・清算を進める場合、事前に法律事務所および会計事務所に依頼して、清算手続上問題となる事項を事前に発見し、解消策を検討することをお薦めします(清算DDの実施)。特に、税金、関税の未納の問題や、各種許認可の未取得等の法的問題が清算手続の中で発見された場合には大変厄介ですので、事前にこれらの問題を洗い出し、それを前提とした費用およびスケジュールの予想を立てることが望ましいといえます。

## 5. おわりに

中国法人の再編・撤退案件は、プロジェクトの実施 期間が長期にわたり、その間にさまざまな突発事態が 起こりがちなため、現地メンバーによる臨機応変の対 応が必要であり、同時に本社からの全面的なサポート も欠かせないといえます。十分な事前準備をされたう えで、プロジェクトを成功裏に導いて頂ければと願っ ています。

注1:清算を行う際に債務超過と判明した場合は、破産の手続に入る必要があり(「公司法(会社法)」(主席令第8号)第187条1項)、それを避けるため、現地法人が債務超過の場合に増資または親会社からの貸付により資金注入を行い、債務超過を解消したうえで解散・清算により撤退する事例が多く見受けられる。

注 2:「会社法(公司法)」第71条 3 項 注 3:「会社法(公司法)」第205条参照

### (筆者略歴)

20年以上にわたり中国法務を中心に取扱い、数多くの日本企業の対中投資、中国関連のM&A、企業再編・撤退、危機管理、知的財産権、労働、訴訟・紛争案件、および中国企業の対日投資案件で豊富な実績を有する。中国・上海滞在歴は10年を超え、ネイティブレベルの中国語を駆使した、現場での問題解決力がクライアントの信頼を得ている。中国法務・知財分野の執筆書籍・論文・講演は多数にのぼる。

